

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
が休息日
に当たります)

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(三件)

町等の区域の変更

字の区域の変更(五件)

字の区域の変更等(四件)

土地改良法による換地処分(十三件)

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取南部(東郷)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和五十七年十月七日現在の地番による。)

有富字片山

有富字片山上分のうち五四の一、五四の二の一部、五四の三の一部、五四の四、五四の六の一部、五四の七の一部、五六の一の一部、五六の二、五七の二の一部、五七の三、五七の四の一部、五八の二、六二の一の一部、六二の二から六二の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、有富字前田六三、六四の一の一部、六五の一の一部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、有富字隈田七九の三、八一の三の一部、八一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一の六及び八一の七と一体をなす国有地の一部並びに有富字長溝八六の二の一部及びこれと一体をなす国有地

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域(昭和五十七年十月七日現在の地番による。)

有富字大田

有富字大田のうち四の一の一部、六の二の一部、九の一の一部、九の二の一部及び九の三以外の区域、有富字片山下分一九、二〇、二二の一部、二二の二の一部、二二の二、

有富字片山下分	<p>二二の三、二三の一の一部、二三の二の一部、二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、有富字長溝八九の一部、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、有富字大岩口九一の三、中村字元敷西分二五八、二六一及び二六二と一体をなす国有地の一部、中村字元敷中二六三の一、二六三の二及び二六四と一体をなす国有地の一部並びに中村字元敷上分二九二の四並びに二九二の一、二九三の一及び二九三の三と一体をなす国有地の一部</p>
有富字前田	<p>有富字前田のうち六三、六四の一、六四の二、六五の一の一部、六五の二の一部、六六の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、有富字隈田七一の二の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一の二、七二の一及び七二の三と一体をなす国有地の一部並びに有富字柏ヶ坪三一〇の一部、三一、三一二及びこれらと一体をなす国有地</p>
有富字隈田	<p>有富字隈田のうち七一の二の一部、七二の二の一部、七九の三、八一の三から八一の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一の二、七二の一、七二の三、八一の六及び八一の七と一体をなす国有地の一部以外の区域、有富字片山上分五六の一の一部、五六の二、五七の二の一部、五七の三、五七の四の一部、五八の二、六二の一の一部及び六二の二から六二の四まで、有富字前田六四の一の一部、六四の二、六五の一の一部及び六五の二の一部、有富字長溝八四の三の一部、八四の四の一部、八五の一から八五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに</p>

有富字長溝	有富字土居二四八の一
有富字大岩口	<p>有富字長溝のうち八四の三の一部、八四の四の一部、八五の一から八五の三までの一部、八六の二の一部、八九の一部、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、有富字大田四の一の一部、六の二の一部、九の一の一部、九の二の一部及び九の三、有富字片山下分二二の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三の二の一部、二四の一から二四の三まで、二五の一の一部、二五の二から二五の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、有富字片山上分五四の一、五四の二の一部、五四の三の一部、五四の四、五四の六の一部、五四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、有富字隈田八一の三の一部、八一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに有富字森ノ元一七八の一及びこれと一体をなす国有地</p>
有富字森ノ元	<p>有富字大岩口のうち九一の三以外の区域</p> <p>有富字森ノ元のうち一七八の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
有富字土居	有富字土居のうち二四八の一以外の区域
有富字柏ヶ坪	<p>有富字柏ヶ坪のうち三一〇の一部、三一、三一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、有富字前田六九の一部並びに六九と一体をなす国有地の一部並びに有富字梅ヶ坪三六六と一体をなす国有地の一部</p>
有富字梅ヶ坪	有富字梅ヶ坪のうち三六六と一体をなす国有地の一部以外の区域
中村字元敷西分	中村字元敷西分のうち二五八、二六一及び二六二と一体

中村字元敷中	をなす国有地の一部以外の区域
中村字元敷上分	中村字元敷中のうち二六三の一、二六三の二及び二六四と一体をなす国有地の一部以外の区域
中村字元敷上分	中村字元敷上分のうち二九二の四並びに二九二の一、二九三の一及び二九三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称	有富字片山上分
----------	---------

鳥取県告示第二百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による別府地区下田工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

大字別府字八幡	新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十七年九月二十八日現在の地番による。）
大字別府字キシ田八八の六、八八九の一の二、九一の二、九五の九及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字梅ヶ瀬一九、一九九の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇二の一、二〇三の一、二〇四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字ハン田のうち一三九の一の二、一四〇の二、一四一の二、一四二の二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字別府字八幡ノマへ一四四の一、一四四内第一、一四五の一から一四五の三まで、一四五の六、一四五の七、一四六、一四六の一、一四七の一、一四七の三から一四七の五まで、一四七の八及びこれらと一体をなす国有地		

大字別府字権田ヶ坪	区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年九月二十八日現在の地番による。）
大字別府字キシ田		大字別府字権田ヶ坪のうち六八及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字別府字梅ヶ瀬		大字別府字キシ田のうち八八の六、八八九の一の二、九一の二、九五の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字別府字権田ヶ坪六八及びこれと一体をなす国有地の一部、大字別府字ハン田一三九の一の二、一四〇の二、一四一の二、一四二の二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二と一体をなす国有地の一部並びに大字別府字鳥井ノマへ二〇二の一、二〇三の七及びこれらと一体をなす国有地
----------	--	--

大字別府字梅ヶ瀬		大字別府字梅ヶ瀬のうち二一九、二一九の一、二三〇の二、二三〇の一、二三〇の二、二三〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
----------	--	---

<p>大字別府字八幡ノマへ</p>	<p>大字別府字八幡ノマへのうち一四四の一、一四四内第一、一四五の一から一四五の三まで、一四五の六、一四五の七、一四六、一四六の一、一四七の一、一四七の三から一四七の五まで、一四七の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別府字鳥井ノマへ</p>	<p>大字別府字鳥井ノマへのうち二〇二の一、二〇三の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字別府字ハン田</p>

鳥取県告示第二百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中園地区寺内工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理人
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年七月十九日現在の地番による。）</p>
<p>大字寺内字八景</p>	<p>大字寺内字下河原九六の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字寺内字上馬場九九の一及び一〇〇の一の一部、大字寺内字上八景一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇八、一〇八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字寺内字薄乳母一〇九の一部、一〇九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年七月十九日現在の地番による。）</p>
<p>大字宮方字裕山</p>	<p>大字宮方字裕山二の三の一部、三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字宮谷七の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字岩田三五の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字細田三七から四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字宮方字大巻四一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字宮方字宮谷</p>	<p>大字宮方字宮谷のうち六、七、八の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字宮方字細田</p>	<p>大字宮方字細田三七から三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字宮谷三〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三一と一体をなす国有地の一部、大字宮方字岩田三二から三四まで、三五の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字鑄物師懸六七の一、六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字井津尻一〇七及び一一七の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字宮方字大巻</p>	<p>大字宮方字大巻のうち四一の一部、四二の二の一部、四三の二の一部、四三の二の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字枡山一の一部、一の一部、二の一部、二の二、二の三の一部、三の一部、四、五及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字宮谷六、七の一部、八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字寺内字村ノ内(一九九内第一)合併及び二〇二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字宮方字壹休</p>	<p>大字宮方字壹休のうち四五の一部、四六の一部、四七の二の一部、四七の二の一部、四八の一部、四九の一から四九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字大巻四一の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字上岸ノ下ノ一、一四五の一部、一四六の二の一部、一四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字宮方字馬末</p>	<p>大字宮方字馬末のうち五三の一部、五四、五五から五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字細田三九の一部、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字大巻四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字壹休四七の二の一部、四七の二の一部、四八の一部、四九の一から四九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字上岸ノ下ノ一、一四四の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字宮方字岸ノ上</p>	<p>大字宮方字岸ノ上のうち六二の一及び六二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮方字鑄物師懸</p>	<p>大字宮方字鑄物師懸のうち六七の一、六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮方字井津尻</p>	<p>大字宮方字井津尻のうち二〇七及び一一七の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮方字河原田</p>	<p>大字宮方字河原田のうち一四三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の一及び一四二の五と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮方字上岸ノ下ノ一</p>	<p>大字宮方字上岸ノ下ノ一 一四四の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字細田三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字馬末五三の一部、五四、五五から五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字上岸ノ上六二の一及び六二の二と一体をなす国有地</p>
<p>大字宮方字上岸ノ下ノ二</p>	<p>大字宮方字上岸ノ下ノ二のうち一五一の二の一部、一五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五四の三及び一五四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宮方字上岸ノ下ノ一 一四五の一部、一四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字松河原一五八の二の一部、一五九の四の一部、一六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字宮方字松河原</p>	<p>大字宮方字松河原のうち一五八の一、一五九の四、一六〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字上岸ノ下ノ二 一五四の三及び一五四の四と一体をなす国有地の一部、大字宮方字堂ノ上二六五、一六六の二の一部、一六六の三の一部、一六七の二、一六七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字分ヶ町(二三一次一)合併の一部、二三二、二三三の一部、二四一の一部、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字鑄物師懸のうち六七の一、六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字上岸ノ上六二の一及び六二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字宮方字堂ノ上</p>	<p>大字宮方字堂ノ下</p>	<p>大字宮方字石ヶ谷</p>	<p>大字宮方字早稲田</p>
<p>字宮方字鳥居ノ下二四二の一部、二四三の一部、二四三の二の一部、二四四、二四六の一部、二四八の三、二四八の四の一部、二四八の五、二四九の一部、二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字宮方字堂ノ上のうち一六五、一六六の一、一六六の三、一六七の二、一六七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字河原田一四三及びこれと一体をなす国有地並びに一三六の一及び一四二の五と一体をなす国有地、大字宮方字上岸ノ下ノ一 一四四の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字上岸ノ下二 一五一の二の一部、一五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字松河原一五八の二の一部、一五九の四の一部、一六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字宮方字堂ノ下のうち一八四の一及び一八五の一) 合併と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宮方字堂ノ上一六六の一の一部、一六六の三の一部、一六七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字鞍田一九八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字宮方字早稲田二三〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字宮方字分ヶ町二三一次一) 合併の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字宮方字早稲田のうち二三〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字堂ノ下一八四の一及び一八五の一) 合併と一体をなす国有地の一部、大字宮方字鞍田一九八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字宮方字石ヶ谷二一九と一体をなす国有地の一部、大字宮方字分</p>
<p>大字宮方字分ヶ町</p>	<p>大字宮方字南田</p>	<p>大字宮方字前田</p>	<p>大字宮方字南田</p>
<p>大字宮方字分ヶ町のうち二三一次一) 合併の一部、二三二、二三三の一部、二三三第一) 合併の一部、二四〇の一部、二四一の一部、二四一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四第一) 合併と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宮方字鳥居ノ下二四二の一部、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字南田二五六の一部、二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字前田二六三の一部、二六三の三の一部、二六四の一部、二六八の一部、二六九の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字宮方字南田のうち二五六から二五九までの一部、二五九の一、二六〇次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字宮方字鳥居ノ下二四三の一部、二四三の二の一部、二四六の一部、二四八の一、二四八の二、二四八の四の一部、二四九の一部、二四九の一、二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字宮方字前田のうち二六三の三の一部、二六四の一部、二六八の一の一部、二六九の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字南田二五七から二五九までの一部、二五九の一、</p>	<p>大字宮方字南田のうち二五六から二五九までの一部、二五九の一、二六〇次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字宮方字鳥居ノ下二四三の一部、二四三の二の一部、二四六の一部、二四八の一、二四八の二、二四八の四の一部、二四九の一部、二四九の一、二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字寺内字四反田</p>	<p>大字寺内字流田</p>	<p>大字寺内字西千学</p>	<p>大字寺内字上明神</p>	<p>大字官方字坂ノ谷口</p>	
<p>大字寺内字四反田のうち二九の一の一部、二九の二の一部、三二の一の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部</p>	<p>大字寺内字流田のうち二〇の二の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域、大字寺内字下明神の全域、大字寺内字上明神四から六までの一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字西千学一四の一の一部、一五の一の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字四反田二九の一の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字京南三三の一の一部、三三の二の一部、三四の一部、三五の一部、三八の一部、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字東千学四五の一部並びに大字寺内字村ノ内一九一と一体をなす国土地の一部</p>	<p>大字寺内字西千学のうち一四の一の一部、一五の一の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域、大字寺内字上明神六の一部、一三の一の一部及び一三の三の一部、大字寺内字流田二〇の二の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字寺内字東千学四五の一部、四六の一の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>大字寺内字上明神のうち四から六までの一部、一三の一の一部、一三の三の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>大字官方字坂ノ谷口のうち二七二、二七三及びこれらと一体をなす国土地並びに二八一及び二八二と一体をなす国土地の一部以外の区域</p>	<p>二六〇次一の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部並びに大字官方字坂ノ谷口二八一及び二八二と一体をなす国土地の一部</p>

<p>大字寺内字阜焼田</p>	<p>大字寺内字東千学</p>	<p>大字寺内字京南</p>	
<p>大字寺内字阜焼田五二の一の一部、五二の二、五三の一の一部、五三の二、五五の二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>大字寺内字東千学のうち四三の一の一部、四三の二の一部、四四の二の一部、四五の一部、四六の一の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域並びに大字寺内字阜焼田四九の一から四九の四までの一部、五〇の一部、五一の一部、五二の一の一部、五三の一の一部、五四の一部、五五の一の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>大字寺内字京南のうち三三の一、三三の二、三四、三五、三六の一部、三七、三八から四一までの一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域、大字寺内字東千学四三の一の一部、四三の二の一部、四四の二の一部及び四五の一部、大字寺内字阜焼田五〇の一部、五〇の一、五〇次一、五一の一部、五二の一の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字畑中六〇の一の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに大字寺内字南田六七の一部、六八の一の一部、六九の一の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>なす国土地以外の区域、大字寺内字枯松七一の一部、七二の一部、七三の一の一部、七三の二、七四の一部、七六の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字寺内繩手一四二の一部、一四三及び一四四、大字寺内字大立一四五の一の一部、一四五の二の一部、一四五の三、一四五の四、一四六の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに一四六と一体をなす国土地の一部、大字寺内字大工田一八二の一の一部、一八二の三の一部、一八二の四の一部、一八二の五、一八三の一部及びこれらと一体をなす国土地、大字寺内字塩入一八四、一八五、一八六の一、一八七の三、一九〇及びこれらと一体をなす国土地並びに大字寺内字村ノ内一九一と一体をなす国土地の一部</p>

<p>大字寺内字八反田</p>	<p>大字寺内字八反田のうち八一の一部、八三の二の一部、八四の一部、八五及びこれらと一体をなす国外地以外の区域及び一〇四六の一部</p>	<p>大字寺内字南田</p>	<p>大字寺内字南田のうち六四、六五の一、六五の二、六六の一部、六七の一部、六八の二の一部、六九の二の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域、大字寺内字四反田二九の二の一部、二九の二の一部、三二の二の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字京南三三の二の一部、三三の二の一部、三四から三六までの一部、三七、三八の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに大字寺内字枯松七一の一部、七二の一部、七三の二の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国外地</p>	<p>大字寺内字畑中</p>	<p>大字寺内字畑中六一の一部、六三の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字八反田八三の二の一部、八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字限田八六、八七、八八の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字下河原九五の一部、九六の四の一部、九七の一、九八及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字上馬場九九の三、大字今市字下河原下通一〇六〇の一部、一〇六一、一〇六二の二の一部、一〇六二の二の一部、一〇六三及びこれらと一体をなす国外地、大字今市字祖父分一〇六四の一部、一〇六七の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに大字今市字人売口道ヨリ西一〇六九の四と一体をなす国外地の一部</p>	<p>す国外地、大字寺内字畑中五六の一部、五七の二から五七の四まで、五八の一部、五九の二の一部、五九の二、六〇の二の一部、六〇の二、六一から六三までの一部及びこれらと一体をなす国外地の一部、大字寺内字南田六六の一部及び六七の一部並びに大字今市字下大唐田一〇四四の一部及び一〇四六の一部</p>
<p>大字寺内字宮川原</p>	<p>大字寺内字宮川原のうち二二四の二の一部、二二六の二の一部、二二七の一部、一三〇の二の一部、一三二の二の一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域、大字寺内字枯松七九の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字八反田</p>	<p>大字寺内字立馬場</p>	<p>大字寺内字立馬場の全域、大字寺内字下河原九四の一、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字上馬場一〇〇の二の一部、一〇一の二、一〇一の三及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字上八景一〇二、一〇二の二、一〇三、一〇三の二、一〇四、一〇四の二、一〇五、一〇六、一〇六の二、一〇七の二の一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字薄乳母一〇九の一部、一一一及びこれらと一体をなす国外地並びに大字寺内字下八景の全域</p>	<p>大字寺内字薄乳母</p>	<p>大字寺内字薄乳母のうち一〇九、一〇九の二、一一一及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>	<p>域、大字寺内字畑中六二の一部、六三の一部及びこれらと一体をなす国外地並びに六二と一体をなす国外地の一部、大字寺内字南田六四、六五の二、六五の二、六六の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字枯松七三の二の一部、七四の一部、七五、七六の一部、七八の二の一部、七八の二の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字限田八八の一部、八九から九一まで、九二の一部、九三及びこれらと一体をなす国外地、大字寺内字下河原のうち九四の二、九五の一部、九六の二、九六の四の一部、九七の二、九八及びこれらと一体をなす国外地以外の区域、大字寺内字上馬場のうち九九の二、九九の三、一〇〇の二、一〇一の二、一〇一の三及びこれらと一体をなす国外地以外の区域並びに大字寺内字宮川原一二四の二の一部、一二六の二の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国外地</p>

<p>大字寺内字大工田</p>	<p>大字寺内字大立</p>	<p>大字寺内字寺内繩手</p>	
<p>大字寺内字大工田のうち一六〇から一六二まで、一六三の二から一六三の三まで、一六五の一部、一六七の一部、一八二の二の一部、一八二の三の一部、一八二の四の一部、</p>	<p>大字寺内字大立のうち一四五の二から一四五の四まで、一四六から一四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四六、一五〇及び一五五の五と一体をなす国有地以外の区域、大字寺内字寺内繩手一四〇の一部、一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字寺内字大工田一六〇から一六二まで、一六三の二から一六三の三まで、一六五の一部、一六七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字寺内字村ノ内一九五、一九六、一九九及び二〇一（合併と一体をなす国有地の一部、大字宮方字椋山一の一部、一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字大巻四二の二の一部、四三の二の一部、四三の三の一部、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字豊休四五の一部、四六の一部、四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字上岸ノ下ノ一 一四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字寺内字隈田九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字寺内字寺内繩手一四〇の一部、一四一の二の一部、一四二の二、一四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字寺内字枯松七六の一部、七七、七八の二の一部、七八の三の一部、七九の一部、八〇及びこれらと一体をなす国有地、大字寺内字宮川原一三〇の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字寺内字大立一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四六、一五〇及び一五五の五と一体をなす国有地の一部</p>	
<p>大字今市字祖父</p>	<p>大字今市字下河原通</p>	<p>大字今市字下大唐田</p>	<p>大字寺内字塩入</p> <p>大字寺内字村ノ内</p>
<p>大字今市字祖父のうち一〇六四の一部、一〇六五の二</p>	<p>大字今市字下河原通のうち一〇六〇の一部、一〇六一、一〇六二の二の一部、一〇六三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字今市字下大唐山一〇四四の一部、一〇四五、一〇四六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇四六と一体をなす国有地の一部、大字今市字祖父分一〇六四の一部、一〇六五の二の一部、一〇六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字寺内字早焼田四九の二から四九の四までの一部、五五の二の一部、五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字寺内字畑中五六の一部、五八の一部、五九の二の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字寺内字八反田八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字今市字下大唐山のうち一〇四四から一〇四六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>一八二の五、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字寺内字大立一四五の二の一部、一四五の三の一部、一四六から一四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字寺内字村ノ内一九五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字寺内字塩入のうち一八四、一八五、一八六の二、一八七の三、一九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字寺内字村ノ内のうち一九一、一九五、一九六、一九九、二〇一（合併及び二〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

分

の一部、一〇六七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字今市字人売口道ヨリ西一〇六八の四及びこれと一体をなす国有地並びに一〇六九の一、一〇六九の四及び一〇六九の五と一体をなす国有地の一部

大字今市字人売口道ヨリ西
大字今市字人売口道ヨリ西のうち一〇六八の四及びこれと一体をなす国有地並びに一〇六九の一、一〇六九の四及び一〇六九の五と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字宮方字岩田、大字宮方字鳥居ノ下、大字宮方字鞍田、大字寺内字下明神、大字寺内字枯松、大字寺内字隈田、大字寺内字下河原、大字寺内字上馬場、大字寺内字上八景及び大字寺内字下八景

鳥取県告示第二百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福本地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和五十七年十一月十五日現在の地番による。）

福本字寺谷

福本字寺谷のうち三〇四の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに福本字湯ノ平四五六の三、四五六の四、四五七の二、四五七の二四、四五七の二六から四五七の二九まで、四五八、四五九の二及び四五九の一三

福本字湯ノ平

福本字湯ノ平のうち四五六の三、四五六の四、四五七の二、四五七の二四、四五七の二六から四五七の二九まで、四五八、四五九の二及び四五九の一三以外の区域

福本字後谷

福本字後谷の全域、福本字荒神畑二八七の二、二八七の三、二九〇の三、二九二の三及び二九二の四、福本字寺谷三〇四の一及びこれと一体となす国有地、福本字峯四四九の六及び四四九の七、福富字後谷三四五の二、三四七、三四八の二、三四九の一、三四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに福富字拂谷四八一の二及び四八一の三

福本字荒神畑

福本字荒神畑のうち二八七の二、二八七の三、二九〇の三、二九二の三及び二九二の四以外の区域

福本字峯

福本字峯のうち四四九の六及び四四九の七以外の区域

福富字後谷

福富字後谷のうち三四五の二、三四七、三四八の二、三四九の一、三四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

福富字拂谷

福富字拂谷のうち四八一の二及び四八一の三以外の区域

鳥取県告示第二百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上高野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

<p>大字高野字宮ノ下</p>	<p>大字高野字スワノ前</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字高野字宮ノ下のうち一六の三の一部、一七の一の一部、一七の三、二二の一の一部、二二の二、二二の一の一部、二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高野字スワノ前四の一部、五の一部、八の一の一部、九の一の一部、九の二の一部、一〇の一及びこれらをなす国有地並びに大字高野字梅坪二五の二の一部、三二の二の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有</p>	<p>大字高野字スワノ前のうち四の一部、五の一部、八の一の一部、九の一の一部、九の二の一部、一〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字若桜字樋戸前一四二七の一の一部、一四二八の二の一部、一四二九の一の一部、一四二九の二の一部、一四三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>大字高野字税神</p>	<p>大字高野字寺谷</p>	<p>大字高野字諏訪廻り</p>	<p>大字高野字梅坪</p>
<p>大字高野字税神のうち二八五の一部、二八五の一の一部、二八六の一部、二八七の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九三の一部、二九四の一部、二九五、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高野字諏訪廻り二二四の一部、二二五の一部、二二六、</p>	<p>大字高野字寺谷のうち三三九の一部、二四〇の一、二四一から二四五まで、二四六の一、二四六の二の一部、二四七の二、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高野字諏訪廻り二一五の一部、二二七の一部、二二八の一部、二二八の一、二二九、二三〇、二二一の一の一部、二二二の二の一部、二二二の三、二二二の四、二二二次一、二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字高野字諏訪廻りのうち二二四の一部、二二五の一部、二二六、二二七、二二八の一部、二二八の一、二二九、二二〇、二二一の二の一部、二二二の二の一部、二二二の三、二二二の四、二二二次一、二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高野字税神二九三の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高野字向イ畑二九八の一部、二九九の一部、三二二の一部、三二三、三三三の一、三三三の二、三三三の四の一部、三三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>地の一部 大字高野字梅坪のうち二五の二の一部、三二の二の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字高野字宮ノ下一六の三の一部、一七の一の一部、一七の三、二二の一の一部、二二の二、二二の二の一部、二二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字高野字向イ 畑</p>	<p>二一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高野寺谷口二三九の一部、二四〇の一部、二四〇の一、二四一から二四五まで、二四六の一、二四六の二の一部、二四七の二、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高野字向イ ノ内</p>	<p>大字高野字向イ畑のうち二九八の一部、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇二の一部、三〇五の一部、三〇六の一部、三〇七の一部、三一二の一部、三二三、三三一の二、三三三の二、三三四の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高野字税神二九七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字高野字宮ノ 谷</p>	<p>大字高野字宮ノ内のうち三四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字高野字税神二八五の一部、二八五の一の一部、二八六の一部、二八七の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九四の一部、二九五、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高野字向イ畑三〇〇の一部、三〇二の一部、三〇五の一部、三〇六の一部及び三〇七の一部並びに大字高野字宮ノ谷三六一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字若桜字円徳</p>	<p>大字高野字宮ノ谷のうち三六一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高野字宮ノ内三四七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字若桜字蓮道 寺前</p>	<p>大字若桜字蓮道寺前のうち一三二四の一、一三二四の三、一三二四の六の一部、一三二〇の一、一三二〇の二、一三二〇の三の一部、一三二二の二の一部、一三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字若桜字円徳一三〇二の一及びこれと一体をなす国有地並びに大字</p>

<p>大字若桜字坂谷 前</p>	<p>若桜字坂谷前一四〇四の二の一部</p>
<p>大字若桜字樋戸 前</p>	<p>大字若桜字坂谷前のうち一四〇四の二の一部、一四一八の三の一部、一四一八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字若桜字蓮道寺前一三二四の一、一三二四の三、一三二四の六の一部、一三二〇の一、一三二〇の二、一三二〇の三の一部、一三二二の二の一部、一三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字若桜字樋戸前一四二二の二の一部、一四二三の二の一部、一四二三の三の一部、一四二四、一四二五の二の一部、一四二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>鳥取県告示第二百九十一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による奥屋</p>	

堂羅地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年十月一日現在の地番による。）
大字屋堂羅字稗田	大字屋堂羅字稗田のうち七二六の一部、七二〇の一部、七二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字屋堂羅字山ノ神七二三、七二四の一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字屋堂羅字山ノ神	大字屋堂羅字山ノ神のうち七二三、七二四の一部、七二五の一部、七三三の一部、七三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字屋堂羅字稗田七二六の一部、七二〇の一部、七二一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字屋堂羅字五十嵐七六六の一部、七六七から七六九まで、七七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字屋堂羅字五十嵐	大字屋堂羅字五十嵐のうち七六六の一部、七六七から七六九まで、七七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字屋堂羅字山ノ神七三三の一部、七三三の一及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による長砂地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年十月一日現在の地番による。）
大字長砂字高桑	大字長砂字高桑のうち五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六から八まで、八次一、九、一二の一、一二の二及び一三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字長砂字森田二七の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長砂字森田	大字長砂字森田のうち一七の一、一七の四、一九の一の一部、一九の二、二五の一の一部、二五の二、二五の三、二六の一から二六の三までの一部、二七の一部、二八の一部、二九の一の一部、二九の二の一部、二九の四、三一の一の一部、三二の一の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長砂字高桑五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六から八まで、八次一、九、一二の一、一二の二及び一三と一体をなす国有地

大字長砂字清水	<p>の二、三、七の三の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字不香田字岡九八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字長砂字西開地	<p>大字長砂字清水のうち三三の二の一部、三三の二、三七の三の一部、四五の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長砂字森田一七の一、一七の四、一九の二の一部、一九の二、二五の二の一部、二五の二、二五の三、二六の二から二六の三までの一部、三一の二の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長砂字西開地五三の一部、五四の一部、六一の一部、六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五と一体をなす国有地の一部並びに大字不香田字岡九八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字長砂字上麻町	<p>大字長砂字西開地のうち五三の一部、五四の一部、六一の一部、六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字長砂字清水四五の一部</p>
大字長砂字井ノ口	<p>大字長砂字上麻町のうち一三一の一部、一三五の一部、一三六の一部、一四八の一部、一四九、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字長砂字マトバ	<p>大字長砂字マトバの全域、大字長砂字上麻町一三五の一部、一三六の一部、一四八の一部、一四九、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長砂字井ノ口二二三の一部、二二四の一部、二二九の一部、二三〇の一部及び</p>

大字長砂字家ノ前	<p>これらと一体をなす国有地の一部並びに大字長砂字家ノ前二二九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二、二四三、二四四、二四三、二四四)合併の一部、二五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字不香田字岡	<p>大字長砂字家ノ前のうち二二九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二、二四三、二四四)合併の一部、二五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字長砂字上麻町一三一の一部及び一三五の一部</p>

鳥取県告示第二百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による早牛地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

大字早牛字藤田	大字早牛字北田	大字早牛字坂原	大字早牛字カヤマ
同上の区域（昭和五十七年十一月十五日現在の地番による。）	大字早牛字北田のうち二八の一の一部、三四、三五、三五の一から三五の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三の三及び三三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字早牛字藤田一の一の一部、一九の五、一九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の二と一体をなす国有地の一部	大字早牛字坂原のうち三六から三九まで、五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字早牛字カヤマの全域、大字早牛字北田二八の一の一部、三四、三五、三五の一から三五の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三の三及び三三の一と一体をなす国有地の一部並びに大字早牛字坂原三六から三九まで、五〇及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による木地

山区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

大字木地山字中 古屋	大字木地山字中 小屋	大字木地山字八 人口	大字木地山字人 形山
同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）	大字木地山字中古屋の全域及び大字木地山字中小屋三〇三の二	大字木地山字中小屋のうち三〇三の二以外の区域	大字木地山字人形山のうち一〇〇九の二一から一〇〇九の二四まで以外の区域

鳥取県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による単地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月十日現在の地番による。）</p>
<p>大字西谷字湯ノ 谷口</p>	<p>二 大字西谷字湯ノ谷口の全域、大字西谷字高畑口六〇五の と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字西谷字高畑 口</p>	<p>大字西谷字高畑口のうち六〇五の二及び四六の三、四七 と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字西谷字弥四 郎谷口</p>	<p>三、四七と一体をなす国有地の一部 大字西谷字弥四郎谷口の全域、大字西谷字高畑口四六の</p>
<p>大字西谷字三味 谷</p>	<p>大字西谷字三味のうち一六八の二から一六八の四まで、 一六九、一六九の一、一七〇、一七一の一の一部、一七一 の二、一七一の八、一八一の二の一部及びこれらと一体を なす国有地以外の区域</p>
<p>大字西谷字下カ 谷</p>	<p>大字西谷字下カ谷のうち一八五の二、一八五の四の一部、 一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、 大字西谷字三味一六八の二から一六八の四まで、一六九、 一六九の一、一七〇、一七一の一の一部、一七一の二、一七 一の八、一八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、 大字西谷字宮ノ前一九六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西谷字宮ノ 前</p>	<p>大字西谷字宮ノ前のうち一九六の二と一体をなす国有地 の一部以外の区域、大字西谷字下カ谷一八五の二、一八五 の四の一部、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、 大字西谷字銭神谷二六四の四、二六七の一の一部及びこれ</p>
<p>大字西谷字銭神 谷</p>	<p>らと一体をなす国有地の一部、大字西谷字堂ヶ谷七五四の 二、七五六の二、七五六の三</p>
<p>大字西谷字柳谷 口</p>	<p>大字西谷字銭神谷のうち二六四の四、二六七の一の一部 及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字西 谷字井手口二八七の二、二八八、二八九の三の一部、二八 九の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西谷字井手 口</p>	<p>大字西谷字井手口のうち二八七の二、二八八、二八九の 三の一部、二八九の四及びこれらと一体をなす国有地以外 の区域、大字西谷字加丈谷三四二の一部、三四五の一部、 三四六から三四八まで、三四九の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部並びに三二五の一、三二五の二、三二七 次一、三二八、三二九、三三七の一、三三七の二、三三八、 三三九、三四四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西谷字前河 原</p>	<p>大字西谷字前河原のうち三一七の三、三一七の四、三一 八の一から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三 二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字西谷字加丈 谷</p>	<p>大字西谷字加丈谷のうち三三〇の四、三三二の二、三三 三の三、三三三の四、三三四から三三六まで、三四〇、三 四一の一、三四一の二、三四一内一、三四一内二、三四二 から三五六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並び に三二五の一、三二五の二、三二七次一、三二八、三二九、 三三七の一、三三七の二、三三八、三三九と一体をなす国 有地の一部以外の区域</p>
<p>大字西谷字柳谷 口</p>	<p>大字西谷字柳谷口のうち三六八の一部、三六九、三七一、 三七二の一部、三七二の一の一部、三七二の二の一部、三 七四の一の一部、三七五の一、三七五の二、三七五の四及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西谷字加丈</p>

<p>大字西谷字河原</p>	<p>谷三三〇の四、三三二の二、三三三の三、三三三の四、三三四から三三六まで、三四〇、三四一の一、三四一の二、三四一内一、三四一内二、三四二の一部、三四三、三四四、三四五の一部、三四九の一部、三五〇から三五六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字西谷字茶田谷八〇〇の二、八〇一の二</p>
<p>大字西谷字小林</p>	<p>大字西谷字河原田の全域、大字西谷字前河原三二七の三、三二七の四、三一八の二から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三二〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字鞍附の全域、大字西谷字小林四〇二の二、四〇三の三、四〇三の五、四〇五の二、四〇六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻字繩手五四四の一、五四五の一、五四六、五四七の二から五四七の三まで、五四八の一、五四八の四、五五一の二、五五四の一、五五四の六から五五四の八まで、五五五の一、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西谷字牧野</p>	<p>大字西谷字小林のうち四〇二の二の一部、四〇二の二、四〇三の三、四〇三の五、四〇五の二、四〇六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西谷字柳谷口三七五の四、大字西谷字牧野四二六の一部、大字西谷字上屋田四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西谷字目谷</p>	<p>大字西谷字牧野のうち四二六の一部、四四七の一の一部、四五二の三の一部、四五三から四五五までの一部、四五九の一部、四六四の一部、四六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西谷字柳谷口三六八の一部、三六九、三七二、三七二の一部、三七二の二の一部、三七二の二の一部、三七四の二の一部、三七五の一、三七五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字上屋田四六六の一部、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字鳩塚五一四の二、五二九の二と一体をなす</p>

<p>大字西谷字下井古田</p>	<p>国有地の一部、大字西谷字梨子ノ木谷五五九の二</p>
<p>大字西谷字下目谷</p>	<p>大字西谷字下井古田のうち四七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西谷字小林四〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字上屋田四六六から四七〇までの一部、四七一の二の一部、四七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字石ヶ坪四七七の一、四七七の二、四七八、四七八の一四、七八八の一、四七九、四七九の一、四八〇、四八一の一部、四八二の二の一部、四八二の二、四八三の一部、四八四の一部、四八五、四八六の一部、四八七の一部、四八八の二から四八八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻字繩手五四四の二、五四四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻字井古田五六六の一、五六七、五六八、五六九の一、五七一の二、五七一の三、五七六の一、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西谷字目谷</p>	<p>大字西谷字下目谷の全域、大字西谷字石ヶ坪四八一の一部、四八二、四八二の二の一部、四八三の一部、四八四の一部、四八六の一部、四八八の二から四八八の三までの一部、四八九の一部、四九〇の一部、四九一及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字目谷四九九の二の一部、四九九の二、五〇〇の一部、五〇一、五〇一の二の一部、五〇二の一部、五〇三の一部、五〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字下目谷八五〇の二四、八五〇の三〇の一部</p>

<p>大字見槻中字蓮花寺口</p>	<p>大字西谷字下モ目谷</p>	<p>大字西谷字茶田</p>	<p>大字西谷字堂ヶ谷</p>	<p>大字西谷字梨子ノ木谷</p>	<p>大字西谷字鳩塚</p>	<p>国有地以外の区域、大字西谷字牧野四四七の一の一部、四五二の三の一部、四五三から四五五までの一部、四五九の一部、四六四の一部、四六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字上屋田四六六から四七〇までの一部、四七一の一の一部、四七一の二、四七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字石ヶ坪四八七の一部、四八八の一の一部、四八八の二の一部、四八九の一部、四九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西谷字鳩塚五一四の一から五一四の三まで、五一五の三、五一六の一から五一六の三まで、五一六次一、五一九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字西谷字下モ目谷八五〇の二九、八五〇の三〇の一部</p>
<p>大字見槻中字栗坪</p>	<p>大字見槻中字水無口</p>	<p>大字見槻中字大將軍</p>	<p>大字見槻中字小倉井手</p>	<p>大字見槻中字菅原</p>	<p>大字見槻中字井</p>	<p>大字見槻中字磐ノ下の全域、大字見槻中字向井四二の三の一部、四五の二から四五の四までの一部、四七、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一部、四九の一、五〇の一の一部、五〇の二、五一の一の一部、五一の二の一部、五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字見槻中字菅原の全域、大字見槻中字向井四七、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一部、四九の一、五〇の一の一部、五〇の二の一部、五一の一の一部、五一の二の一部、五一の三の一部、五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字見槻中字向井の四二の三の一部、四五の二から四五の四までの一部、四七、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一部、四九の一、五〇の一の一部、五〇の二、五一の一の一部、五一の二の一部、五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字見槻中字大將軍のうち二六七の一、二六七の二、二六七の三、二六八の一、二六八の二、二六八の三、二六八の四、二六八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二六六の一から二六六の三まで、二六六の五と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字見槻中字小倉井手のうち五八の一の一部、五八の三の一部、五九の三の一部、五九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字見槻中字菅原の全域、大字見槻中字向井四七、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一部、四九の一、五〇の一の一部、五〇の二の一部、五一の一の一部、五一の二の一部、五一の三の一部、五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字見槻中字井の四二の三の一部、四五の二から四五の四までの一部、四七、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一部、四九の一、五〇の一の一部、五〇の二、五一の一の一部、五一の二の一部、五三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字見槻中字汗田	<p>びこれらと一体をなす国有地、大字見槻中字水無口二七〇、二七一、二七七の三と一体をなす国有地の一部、大字見槻中字汗田三七六の三、三七六の五、三七六の七、三七七及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字見槻中字汗田	<p>大字見槻中字汗田のうち三七六の三、三七六の五、三七六の七、三七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字見槻中字大將軍二六六の一から二六六の三まで、二六六の五と一体をなす国有地、大字見槻中字泓田三九三の一の一部、三九四の一の一部、三九五の一部</p>
大字見槻中字泓田	<p>大字見槻中字泓田のうち三九一の一の一部、三九二の一の一部、三九三の一の一部、三九四の一の一部、三九五の一部、三九八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字見槻中字丸尾	<p>大字見槻中字丸尾のうち四五三の三及びこれと一体をなす国有地並びに四五三の二、四五四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字見槻中字石ヶ坪	<p>大字見槻中字石ヶ坪のうち四五五から四五七まで、四五八の一の一部、四六七の一部、四六七の一、四六八の一部、四六九の一部、四七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字見槻中字前河原	<p>大字見槻中字前河原の全域、大字見槻中字泓田三九一の一の一部、三九二の一の一部、三九八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻中字石ヶ坪四六七の一部、四六七の一、四六八の一部、四六九の一部、四七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字見槻字山鼻	<p>大字見槻字山鼻の全域、大字見槻字下山鼻五二二の一</p>

大字見槻字下山鼻	<p>大字見槻字下山鼻のうち五二二の二以外の区域</p>
大字見槻字繩手	<p>大字見槻字繩手のうち五四四の一、五四四の二、五四五の一、五四六、五四七の三から五四七の三まで、五四八の一、五四八の四、五四九の一、五四九内一、五五〇、五五一の一、五五一の二、五五二の一、五五三の一、五五四の一から五五四の三まで、五五四の六から五五四の八まで、五五五の一、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字見槻字井古田	<p>大字見槻字井古田のうち五六六の一、五六七、五六八、五六九の一、五七一の二、五七一の三、五七六の一、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字見槻字繩手五四四の二、大字西谷字下井古田四七六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字見槻中字蓮花寺口二四、二四の一、二四の二、二四一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字見槻中字石ヶ坪四五五から四五七まで、四五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
廃止する字の名称	<p>大字西谷字鞍附、大字西谷字上屋田及び大字西谷字石ヶ坪</p>

鳥取県告示第二百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による米井地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十七年九月二十四日現在の地番による。)</p>
<p>大字南方字堀谷</p>	<p>大字南方字堀谷のうち三六、三七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南方字大寺道東</p>	<p>大字南方字大寺道東のうち一一六及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二〇〇の一、一〇六、一〇七及び一一一から一一五までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南方字スガタ</p>	<p>大字南方字スガタのうち一五八の一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字南方字堀谷三六、三七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字南方字大寺道東一一六及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二〇〇の一、一〇六、一〇七及び一一一から一一五までと一体をなす国有地の一部並びに大字南方字荒木二二七のの一の一部</p>
<p>大字南方字岡山口</p>	<p>大字南方字岡山口のうち一六六の一の一部、一六六の二の一部、一六七の一部、一六八の一の一部、一六八の二から一六八の四まで、一六九、一七〇の一、一七〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の三、一六五の五、一六六及び一七七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字南方字荒木</p>	<p>大字南方字荒木のうち二二六、二二六の一、二二六の三、二二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字南方字スガタ一五八の一部、一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字岡山口一六五の三及び一六五の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南方字土門</p>	<p>大字南方字土門のうち二七三の二、二七四の二、二八九の二、二八九の三、二九〇の一から二九〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字南方字宮ノ下</p>	<p>大字南方字宮ノ下のうち三〇四の三の一部、三〇四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南方字岡山口一六六の一の一部、一六六の二の一部、一六七の一部、一六八の一の一部、一六八の二から一六八の四まで、一六九、一七〇の一、一七〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六及び一九七と一体をなす国有地の一部、大字南方字荒木二二六、二二六の一、二二六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字土門二七三の二、二七四の二、二八九の二、二八九の三、二九〇の一から二九〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字南方字立道</p>	<p>大字南方字立道のうち三一四から三一六までの一部、三一七、三一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南方字宮ノ下三〇四の三の一部、三〇四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字南方字以後ノ前三二三の一の一部、三二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字南方字以後ノ前</p>	<p>大字南方字以後ノ前のうち三二三の一の一部、三二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南方字立道三一四から三一六までの一部、三一七、三一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字南方字松ノ実口の全域、大字南方字萩尾七四一の一、七四一</p>

大字南方字吉田口	の二、七四二の一、七四二の二、七四三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字松ノ実七四四の二、七四五及びこれらと一体をなす国有地
大字南方字大吉田	大字南方字吉田口の全域、大字南方字大吉田三五七の一部、三五八の一部、三六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字吉田山一六三二の二、一六三三の二、一六三四の五、一六四二の二及び一六四六の三
大字南方字大原	大字南方字大吉田のうち三五七の一部、三五八の一部、三六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字南方字百味田	大字南方字大原のうち五六二の一の一部、五六二の四の一部、五六三の一、五六三の二、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字南方字百味田五六五の一部、五六六の一の一部、五六六の二、五六七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字八幡七〇九の一部並びに七九九と一体をなす国有地の一部
大字南方字細田	大字南方字百味田のうち五六五、五六六の一、五六六の二、五六七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字南方字大原五六二の一の一部、五六二の四の一部、五六三の一、五六三の二、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南方字岡田大谷	大字南方字細田のうち六二五の二以外の区域
大字南方字石ヶ坪	大字南方字岡田大谷の全域並びに大字南方字細田六二五の二 大字南方字石ヶ坪のうち六八三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字南方字坂ノ谷	大字南方字坂ノ谷のうち六八四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字南方字石ヶ坪六八三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字南方字鴻巣谷	大字南方字鴻巣谷の全域並びに大字南方字坂ノ谷六八四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字南方字八幡谷口	大字南方字八幡のうち七〇九の一部、七一一、七一一四から七一一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南方字百味田五六五の一部、五六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字八幡山一四二六の二
大字南方字猪ノ谷	大字南方字猪ノ谷口のうち七一七、七一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南方字八幡七一三、七一四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南方字向ヒ田	大字南方字向ヒ田の全域、大字南方字八幡七一五の一部及び七一六の一部並びに大字南方字猪ノ谷口七一七、七一八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南方字萩尾	大字南方字萩尾のうち七四一の一、七四一の二、七四二の一、七四二の二、七四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字南方字松ノ実	大字南方字松ノ実のうち七四四の二、七四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字南方字古屋皆地	大字南方字古屋皆地の全域並びに大字南方字寺山一三六三の三
大字南方字寺山	大字南方字寺山のうち一三六三の三以外の区域

<p>大字南方字八幡山</p> <p>大字南方字吉田山</p>	<p>大字南方字八幡山のうち一四二六の二以外の区域</p> <p>大字南方字吉田山のうち一六三二の二、一六三三の二、一六三四の五、一六四二の二及び一六四六の三以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字南方字松ノ実口</p>

鳥取県告示第二百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による閑野地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

<p>大字閑野字高畑</p>	<p>大字閑野字高畑のうち六四の一、六五、六五の一から六五の四まで、六六の一、六八の五、六九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閑野字砂田の一、二の一、二の四、四の一、四の二、四の四、五の一から五の三まで、六の一及びこれらと一体をなす国有地、大字閑野字伊達分七四の一の一部、七四の一〇、七八の一の一部、七八の四の一部、七八の五、七八の六の一部、七八の七、七八の八の一部、七八の九から七八の一三まで、七九の一、七九の二、八一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鹿野字下岩田五一の二、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一及び五八の二と一体をなす国有地の一部並びに大字鹿野字金堀五九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字閑野字高下田</p>	<p>大字閑野字高下田のうち八九の一の一部、八九の二の一部、九〇、九〇の一、九一、九二、九三の一部、九四の一の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字閑野字伊達分七八の一の一部、八〇の一の一部、八〇の二から八〇の四まで、八一の一の一部、八一の二、八一の三、八二の一、八二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字閑野字曲り目</p>	<p>大字閑野字曲り目のうち一四七の一部、一四八の一、一四九の一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇の一、一五〇及び一五三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字閑野字大境一七三の一の一部及び一七四の二の一部</p>
<p>大字閑野字林の下</p>	<p>大字閑野字林の下のうち一五五の一、一五六の一、一五七、一五八の一、一五八の二、一六〇の一、一六〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字閉野字大境</p>	<p>大字閉野字大境のうち一七三の一の一部及び一七四の二の一部以外の区域、大字閉野字曲り目一五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四〇の一、一五〇及び一五三と一体をなす国有地の一部並びに大字閉野字林の下一五五の一、一五六の一、一五七(合併、一五八の一、一六〇の一、一六〇の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字閉野字五反田</p>	<p>大字閉野字五反田のうち一七九の一の一部、一八四の五の一部、一八五の一部、一九九、一五五の三、一五五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字閉野字松宮田</p>	<p>大字閉野字松宮田のうち二〇二の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇の一及び二〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字閉野字五反田一九九、一五五の三、一五五の四及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字黒竹藪二〇八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字閉野字下熊田三〇六の一部、三〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字桜河原三二〇の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字閉野字黒竹藪</p>	<p>大字閉野字黒竹藪のうち二〇八の一部、二一七の一部、二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字閉野字松宮田二〇二の一部、二〇四の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇の一及び二〇二と一体をなす国有地の一部、大字閉野字黒毛二二二の一部、大字閉野字下熊田三〇〇の一部、三〇〇の一の一部、三〇一の一部、三〇四、三〇五、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八の一の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二、三〇九の三、三〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字桜河原三二〇の一及びこれと一体をなす国有地、大字閉野字黒竹四八二の二の一部及び四八三の三並びに大字閉野字黒竹北平五一〇の一〇及び五一〇の一</p>
<p>大字閉野字風毛</p>	<p>大字閉野字風毛のうち二二二の一部以外の区域並びに大字閉野字黒竹藪二一七の一部、二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字閉野字下熊田</p>	<p>大字閉野字下熊田のうち三〇〇の一部、三〇〇の一の一部、三〇一の一部、三〇四から三〇六まで、三〇七の一部、三〇八の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二、三〇九の三、三〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字桜河原三二五の一及びこれと一体をなす国有地並びに三二五の四と一体をなす国有地の一部、大字閉野字荻山谷三二二の一の一部、三二二の六の一部、三二四の一の一部、三二五の一部、三二六、三二七、三二八の一部、四八一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字黒竹四八二の二の一部</p>
<p>大字閉野字桜河原</p>	<p>大字閉野字桜河原のうち三一〇の一、三一五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の三及び三一五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字閉野字伊達分のうち七四の一の一部、七四の一〇、七八の一の一部、七八の四の一部、七八の五、七八の六の一部、七八の七、七八の八の一部、七八の九から七八の一三まで、七九の一、七九の二、八〇の一の一部、八〇の二から八〇の四まで、八一の八から八一の三まで、八二の一、八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字高下田八九の一の一部、八九の二の一部、九〇、九〇の一、九一、九二、九三の一部、九四の一の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字曲り目一四七の一部、一四八の一、一四九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字荻山谷三二一の五及び三一九の五</p>
<p>大字閉野字荻山谷</p>	<p>大字閉野字荻山谷のうち三一八の五、三一九の五、三二一の一の一部、三二二の六の一部、三二四の一の一部、三二五の一部、三二六、三二七、三二八の一部、四八一の七</p>

<p>大字閉野字中高田</p>	<p>大字閉野字高田</p>	<p>大字閉野字六反田</p>	
<p>大字閉野字中高田のうち三七七の二の一部、三七二の一部、三七四の一部、三七五の一及び三七五の二以外の区域</p>	<p>大字閉野字高田のうち三五六の一部、三五七の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字六反田三四五の二の一部、三四五の二の一部、三四六の一部、三四七、三四八の二、三五〇、三五四の一部、三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字中高田三七七の二の一部、三七二の一部、三七四の一部、三七五の一及び三七五の二並びに大字閉野字上熊田四一九の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字閉野字六反田のうち三四〇の二の一部、三四〇の六の一部、三四五の二の一部、三四五の二の一部、三四六の一部、三四七、三四八の二、三五〇、三五三の二の一部、三五四の一部、三五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字高畑六四の二の一部、六五の一部、六五の二の一部、六五の三、六五の四、六六の二、六六の五、六九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字餅稲田三三二の一部、三三四の一部、三三五の二、三三五の三、三三五の四の一部、三三六の二、三三八の七の一部、三三九の二の一部、三三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字上熊田四一六の一部、四一七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字餅稲田のうち三三二の一部、三三四の一部、三三五の二、三三五の三の一部、三三六の二の一部、三三六の三、三三八の七の一部、三三九の二の一部、三三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字閉野字六反田三四〇の二の一部、三四〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字閉野字黒竹北平</p>	<p>大字閉野字黒竹</p>	<p>大字閉野字深田</p>	<p>大字閉野字上熊田</p>
<p>大字閉野字黒竹北平のうち五一〇の一及び五一〇の二以外の区域</p>	<p>大字閉野字黒竹のうち四八二の二及び四八三の三以外の区域</p>	<p>大字閉野字深田のうち四二二、四二三の一部、四二四の二の一部、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字閉野字砂田一〇の一、一〇の四から一〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字高畑六四の二の一部、六五の一部、六五の二の一部、六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字閉野字上熊田四一三、四一四、四一五の二から四一五の七まで、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字小豆田四二八の二から四二八の三までの一部、四二九の一、四二九の二の一部、四二九の三、四三〇の二、四三〇の三、四三一、四三三の一部、四三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>並びに大字閉野字高田口三六八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字閉野字上熊田のうち四一三、四一四、四一五の二から四一五の七まで、四一六の一部、四一七及びこれらと一体をなす国有地並びに四一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字閉野字六反田三五四の二の一部及び三五五の一部、大字閉野字高田口三五六の一部及び三五七の一部、大字閉野字深田四二二、四二三の一部、四二四の二の一部、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字小豆田四三三の一部、四三五の二の一部、四三五の三の一部、四三六の一部、四三七、四三八の一部、四六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字広木字與太郎田	大字広木字與太郎田の全域並びに大字広木字反り五五、五七の一、五七の二の一部、五八の一部、五九の二の一部、五九の二の一部、六〇の一部、六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字広木字反り	大字広木字反りのうち五五、五七の一、五七の二の一部、五八の一部、五九の二の一部、五九の二の一部、六〇の一部、六一の二の一部、六三の二の一部、六三の二の一部、六五の一部、六六の一部、八四の二の一部、八五の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七五の二、七五の三、八〇の二、八一及び八二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字広木字大境	大字広木字大境の全域、大字広木字反り六三の二の一部、六三の二の一部、六五の一部、六六の一部、八四の二の一部、八五の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字五反田一七九の二の一部、一八四の五の一部、一八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字広木字囲碁田	大字広木字囲碁田のうち一二五の一部、一二七の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字広木字反り七五の二、七五の三、八〇の二、八一及び八二の二と一体をなす国有地の一部並びに大字広木字棚田一八七の一部、一八八及びこれらと一体をなす国有地
大字広木字棚田	大字広木字棚田のうち一八七の一部、一八八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字広木字囲碁田一二五の一部、一二七の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字末用字押谷口	大字末用字押谷口のうち六一の一部、六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字末用字昆沙田六三の三の一部、七三の一部、七四の二の一部、七四の二の一部、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字末用字押谷二〇九の二並びに大字閉野字小豆田四三三の一部、四三四の二から四三四の三までの一部、四三五の二の一部、四三五の二の一部、四三六の一部、四六〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字末用字昆沙田	大字末用字昆沙田のうち六三の三の一部、七三の一部、七四の二の一部、七四の二の一部、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字末用字押谷口六一の一部、六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字閉野字小豆田四二八の二から四二八の三までの一部、四二八の四、四二九の二の一部、四三〇の二、四三二、四三三の一部、四三四の二から四三四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字末用字押谷	大字末用字押谷のうち二〇九の二以外の区域
大字鹿野字下岩田	大字鹿野字下岩田のうち五一の二、五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鹿野字金堀	大字鹿野字金堀のうち五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字鹿野字下岩田五八の二の一部
廃止する字の名称	大豆 大字閉野字伊達分、大字閉野字餅稲田及び大字閉野字小豆田

鳥取県告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯（鴨部）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年八月一日現在の地番による。）
大字鴨部字ツラ廣	大字鴨部字ツラ廣の全域、大字鴨部字菅ヶ塔七九一の三、七九一の四、七九八、七九九の二、七九九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字鴨部字馬橋八〇一の二、八〇二の二、八〇二の三、八〇四、八〇五、八一〇の二、八一二、八一四及びこれらと一体をなす国有地、大字鴨部字小次郎塔八四二の二、八四三の二から八四三の六まで、八四四の二、八四四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字鴨部字ケンハセ塔八五六、八五七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字寺橋のうち八一五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鴨部字佛ヶ市下	大字鴨部字佛ヶ市下の全域、大字鴨部字寺橋八一五の一と一体をなす国有地の一部、大字鴨部字鉦谷西九〇四の二から九〇四の四まで並びに大字鴨部字役田九六五の三及び九六六の二

大字鴨部字菅ヶ塔	大字鴨部字菅ヶ塔のうち七九一の三、七九一の四、七九八、七九九の二、七九九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鴨部字馬橋	大字鴨部字馬橋のうち八〇一の二、八〇二の二、八〇二の三、八〇四、八〇五、八一〇の二、八一二、八一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鴨部字小次郎塔	大字鴨部字小次郎塔のうち八四二の二、八四三の二から八四三の六まで、八四四の二、八四四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鴨部字ケンハセ塔	大字鴨部字ケンハセ塔のうち八五六、八五七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鴨部字鉦谷西	大字鴨部字鉦谷西のうち九〇四の二から九〇四の四まで以外の区域
大字鴨部字役田	大字鴨部字役田のうち九六五の三及び九六六の二以外の区域
廃止する字の名称	大字鴨部字寺橋

鳥取県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（鴨部）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る鳥取南部（東郷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る福本地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町から同町が行う土地改良事業に係る隼地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る上高野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る奥屋堂羅地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る長砂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る別府地区下田工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町から同町が行う土地改良事業に係る米井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る中園地区寺内工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る閉野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町から同町が行う土

地改良事業に係る早牛地区の換地換分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る木地山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫